

第4章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に向けては、計画の実効性を確保するため以下のような取組を行います。

(1) 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、他の計画などと整合性を図るとともに、児童福祉担当所管課を中心に、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、見直しや改善について検討するなど、関係各課が連携して効果的な計画の推進を図ります。

(2) 地域住民や関係機関、関係団体等との連携・協働

多様化する住民ニーズに対しては、きめ細やかな対応が求められていることから、行政のみならず、家庭や地域、関係機関や企業など地域社会全体による連携、協力を図りながら計画を推進する必要があります。

そのためにも、計画の周知・普及を図るとともに、様々な情報提供や、地域における子育て支援に関する課題などの把握に努め、その後の計画の見直し等も視野に入れながら計画の推進に取り組みます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、適切な手段による計画の進捗管理が必要です。定期的に進捗状況を点検し、国の制度や、関連する各行政計画において見直し等があった場合は、評価・見直しを図るとともに、計画の着実な推進を目指します。